

令和7年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業による電力購入契約（P P A方式）

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、別紙1に定める福岡市の市有施設（以下「市有施設」という。）に乙の所有する太陽光発電設備（太陽光パネル、パワーコンディショナ、蓄電設備（設置する場合等）、その他市有施設へ電力を供給し、また維持・管理するにあたって必要となる機器等（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置して市有施設へ電力を供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。
- 2 本契約に基づく電力購入は、令和7年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業（以下「本事業」という。）の実施に係るものである。
- 3 乙は、本契約により知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 この契約に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提訴又は調停の申立てについては、市有施設の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約期間）

- 第2条 本契約の契約期間（以下「本契約期間」という。）は、別紙2で定めるとおりとする。

（平時の電力供給）

- 第3条 乙は甲に対し、太陽光発電設備等を用いて発電した電力（以下「本電力」という。）を市有施設へ優先して供給する。
- 2 本電力のうち、前項により市有施設に供給する以外の電力は、乙が自由に利用できるものとする。

（非常時の電力供給）

- 第4条 乙は市有施設の停電時に、本電力を市有施設の他系統に影響を及ぼさないように供給する。

（太陽光発電設備等の運用）

- 第5条 甲は、太陽光発電設備等の全部又は一部に故障、不具合その他異常が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに乙に通知するものとする。
- 2 甲の電力の使用が、次のいずれかの原因により太陽光発電設備等、その他の電気工作物に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがある場合には、甲乙間で協議のうえ必要な措置を講ずることとする。
- (1) 負荷の特性によって電力の各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって市有施設が使用する電圧又は周波数が著しく変動する場合

- (3) 負荷の特性によって市有施設が使用する電力の波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 市有施設が使用する電力に著しい高周波又は高調波を発生する場合
- (5) その他、本項第1号から第4号以外に、使用する電力に著しく不具合が発生する場合

(太陽光発電設備等の維持管理等)

- 第6条 乙は、前条第1項の通知、又は自ら太陽光発電設備等の全部又は一部に故障、不具合その他異常を知ったときは、本事業に必要な範囲において遅滞なく修理、交換、その他乙が適切と考える措置（以下「修理等」という。）を行うものとする。
- 2 乙は、太陽光発電設備等の保守、保全及び修理等に係る費用を、本事業に必要な範囲においてすべて負担するものとする。ただし、甲の故意又は過失により太陽光発電設備等が損傷した場合は、これにより生じた修理等に係る費用は甲が負担するものとする。
 - 3 太陽光発電設備等、その他乙が所有する物につき、その固定資産税、その他の公租公課は乙が負担する。

(市有施設への立入り及び甲の協力)

- 第7条 乙又は乙が指定する第三者（再委託先を含む。）は、電力購入契約の遂行又は太陽光発電設備等の維持管理に必要な場合は、甲の承諾を得て、本件スペース及び市有施設敷地に立ち入ることができるものとする。この場合、甲は正当な理由なくこれを拒むことはできず、乙に必要な協力をを行うものとする。
- 2 乙又は乙が指定する第三者（再委託先を含む。）は、次の業務を実施することができ、甲はそれに協力するものとする。
 - (1) 電気工作物の設置、試運転、点検、メンテナンス、計量値の確認、維持、変更及び改良等
 - (2) その他本事業の実施、電力購入契約の成立、変更若しくは終了等に必要な乙の業務
 - 3 甲は、本事業の実施にあたり、乙からの要請があった場合には、誠実に対応するものとする。
 - 4 甲が、本件スペースに立ち入り、又は第三者をして本件スペースに立ち入らせる場合において、当該立入りにより甲又は当該第三者に損害が生じたとしても、乙は、当該損害について責任を負わない。

(電力供給の停止)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本電力の供給の全部又は一部を制限又は停止する場合がある。この場合、乙はあらかじめ甲に通知するものとする。
- (1) 乙が太陽光発電設備等の定期点検を行う場合
 - (2) 電力会社等が市有施設への電力供給を停止又は使用の制限をした場合
 - (3) 甲が本契約の定めに違反した場合
 - (4) 公的機関又は電力会社等が太陽光発電設備等の運転を制限した場合
 - (5) その他、保安上必要があると乙が判断した場合
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲への事前の通知又は承諾を要することなく、本電力の供給の全部又は一部を制限又は停止することができる。なお、この場合において、乙は、当該本電力の供給の制限等の後、速やかに甲に対して通知することとする。
- (1) 太陽光発電設備等の故障により保守対応を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 不可抗力により本電力の供給ができない場合

(4) 甲の責めに帰すべき理由により、保安上の危険がある場合

3 乙は、本条第1項又は第2項に基づき、本電力供給が停止等された場合で、それが乙の責めによらない理由によるものであるとき、甲が受けた損害について賠償の責めを負わない。

4 甲は、市有施設に保安上の危険が生じた場合、又は生じる恐れがあり、本電力供給を停止等させる必要がある場合には、乙に本電力供給を停止等する理由及び停止等の日時を書面等により通知の上、乙の事前の書面等による承諾を得て、市有施設の操作により本電力供給を停止等することができる。なお、緊急を要する場合は、甲は、乙へ通知すること及び乙の事前の承諾を得ることなく、市有施設の操作により本電力供給を停止等できる。この場合において、甲は、当該本電力供給の停止等の後、速やかに乙に対し、本電力供給の停止等の理由、緊急性及び停止等の日時を書面等により通知する。

(電力供給停止等の解除)

第9条 第7条に基づき本電力供給を停止等した場合で、その理由となった事象が解消したときには、乙は、乙が事前に甲に通知した日時に本電力供給の停止等を解除（以下「本電力供給再開」という。）する。

(電気料金の算定期間)

第10条 本契約の電気料金算定期間（以下「本料金算定期間」という。）は、当月1日から当月末日までの期間とする。ただし、電力供給を開始し、又は本契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から月末までの期間、又は直前の検針日から本契約消滅の前日までの期間とする。

(電力量の算定)

第11条 太陽光発電設備等から市有施設への供給量（以下「購入量」という。）は、本料金算定期間において、乙が設置する電力量計（検定付き）により計量するものとする。なお、購入量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

2 乙が電力量計を取り替えた場合、本料金算定期間における購入量は、本条第3項の場合を除き、取り替え前及び取り替え後の電力量計毎に、前項に準じて算出した購入量を合算して得た値とする。
3 電力量計の故障等によって購入量を正しく計量が正しく行われなかった場合（以下「欠測」という。）、当該欠測期間中の購入量は、その都度甲乙間で協議して決定するものとする。

(料金の算定)

第12条 甲は乙に対して、第10条により計量された購入量に、別紙2に定める太陽光発電電力使用単価を乗じて得た金額に、消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいう。以下同じ）を加算した額を支払うものとする。

2 乙が本発電設備を試験的に運転する期間の間は、本料金は発生しない。
3 料金算定期間における金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。但し、計算途中の小計等には、1円未満の端数を含むことができる。

(料金等の支払方法)

第13条 乙は、電気料金の算定期間後、速やかに当該月に係る電気料金の支払いを書面にて請求することとする。この場合において、乙は、当該書面に電気料金の内訳として、太陽光発電設備等の発電量及び購入量を明記しなければならない。

- 2 請求書の送付先や請求方法は、甲が別途指定する。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、支払請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。

(支払遅延損害金)

第14条 甲の責に帰すべき事由により料金等が支払期日までに支払われなかつたときは、乙は甲に対して、支払期日の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）として、請求することができる。

(甲の催促による解除権)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。
 - (2) 契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(甲の催促によらない解除権)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 電力を供給することができないことが明らかであるとき。
 - (2) 電力の供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙の債務の一部が履行不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第17条 第15条各号又は第16条各号に定める場合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

(甲の損害賠償請求)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 乙の責めに帰すべき理由により本契約期間内に契約の全部又は一部を履行されなかつたとき。
 - (2) 第15条各号又は第16条各号に定める事由があるとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、乙が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 前項各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項各号の規定は適用しない。

(甲の任意解除権)

第19条 甲は、第15条、第16条及び第24条第4項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、本契約の契約日の翌年度以降において、歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除する場合は、必要に応じて乙に契約解除金を支払うものとする。また、契約解除金の額は甲と乙間の協議の上、定める。

(乙の催促による解除権)

第20条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催促によらない解除権)

第21条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったときは、直ちに本契約を解除することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は第21条に定める場合が、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

(乙の損害賠償請求)

第23条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条、第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項に関して、甲が乙に損害を与えた場合は、本契約の解除等の有無にかかわらず、契約期間中の賠償金の累計総額は以下の計算式により求められる額を限度として、賠償金を請求できるものとする。甲および乙は、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については責任を負わないものとする。

20年における限度額=施設における月次想定発電量(kWh/月) × 契約開始時の基本サービス料金単価(円/kWh) × 240カ月

(虚偽書類提出等の不正行為に対する違約金)

第24条 乙は、乙が作成した虚偽の書類の提出等不正な手段により甲より電気料金の支払いを受けたときは、当該電気料金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、甲に損害が生じた場合に、甲がその損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。
- 4 甲は、乙が第1項に規定する場合に該当するときは、この契約を解除することができる。

(免責)

第25条 本契約に関して乙が負う責任は、理由の如何を問わず第18条の範囲に限られるものとし、乙は、次の各号のいずれかに起因して甲に生じた損害については、債務不履行責任、不法行為責任及びその他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 不可抗力
- (2) 市有施設の故障
- (3) 市有施設に起因し、又は甲が本契約を遵守しないことにより生じた太陽光発電設備等の故障
- (4) 第4条に基づき供給する本電力を使用できない状態
- (5) その他乙の責に帰すべからざる事由

(連絡先)

第26条 甲及び乙は、連絡先窓口を定め、書面をもってその役職、氏名、連絡先情報（住所、電話番号、メールアドレス等）を相手方に通知するものとする。なお、連絡先窓口を変更するときも同様とする。

(通知義務)

第27条 甲は、名称又は住所に変更があった場合は、遅滞なく乙に書面等によりその旨を通知する。乙は、商号、住所または乙の指定する金融機関の口座に変更があった場合は、遅滞なく甲に書面等によりその旨を通知する。

(契約消滅後の債権債務関係)

第28条 本契約が解除又は終了する前に発生した本料金、甲関連債務及び乙関連債務並びに本契約が解除又は終了したことにより発生する金銭債務は、本契約の解約、解除又は終了によっては消滅しない。

(協議)

第29条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

以上のとおり契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自
1通を保有する。

令和 ○年 ○月 ○日

甲

○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○

○○○○○

印

乙 ○○○○○○○○○○

○○○○ ○○○○

○○○○○○ ○○○○

印

別紙 1

(1) 事業実施対象施設

施設名	所在地	対象屋根面積(m ²)	想定年間使用電力量(kWh)	月次想定発電量(kWh/月)
○○				
	説明用：契約書上は本文書削除 工事竣工頃に、施設毎、又は、所管局毎に締結			

※本契約及び別途締結の「令和7年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業による電力購入契約（P P A方式）に関する協定書」における月次想定発電量は、本電力のうち、施設の月次自家消費電力量を指す。

別紙2

(供給期間等)

本契約の供給期間等を以下に定める

(1) 本契約期間 (令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで)

(料金表)

本契約の料金を以下に定める。

施設名	所在地	太陽光発電電力使用単価
○○		
		○○円／kW h × (1+消費税率)
		○円／kW h × (1+消費税率)

【参考：事業期間】 本電力供給開始日 令和〇年〇月〇日
市有施設運用開始日 令和〇年〇月〇日
本事業期間 本電力供給開始日から20年後
(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで)